

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター第3期中期目標

前文

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）は、新設型地方独立行政法人として東金市及び九十九里町（以下「設立団体」という。）において平成22年10月に設立し、千葉県を財政面をはじめとする包括的支援と千葉大学医学部・同附属病院との密接な連携のもと東千葉メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の運営を行ってきた。

メディカルセンターは、「患者の権利を尊重し、救急医療・急性期医療を核とした地域中核病院として地域住民に信頼される高度で安全な医療を行う」ことを基本理念に掲げ、平成26年4月の開院以来、段階的な診療科の開設と病棟の開棟を図りつつ、この地域の管外搬送率の改善に寄与するなど大きな成果を挙げている。しかしながら、多くの公立病院が医師不足や医療制度の変化等により厳しい経営を余儀なくされているなか、メディカルセンターにおいても病棟の開棟の遅れ等により、医業収益が大幅に見込みを下回り、開院初年度から資金不足が生じるなど厳しい病院経営が続いており、早急に安定した経営基盤を確立することが大きな課題となっている。

第3期中期目標の策定に当たっては、その第一に経常収支比率100%以上を達成するため、これまで蓄積した成果等を踏まえ、全ての職員が一丸となって経営改善に対する意識の徹底を図ること、第二に地域の医療需要の動向を的確に見据えたなかで、診療科の開設と病棟の開棟を計画的かつ柔軟に行い、効率的な運営を図ること、第三に団塊の世代が75歳以上となる平成37年度に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が急がれるなか、地域医療機関との役割分担を明確化し山武長生夷隅保健医療圏（以下「医療圏」という。）の中核病院としての機能を定着化させること、以上の取組に重点を置いた。

また、メディカルセンターには、これまで担ってきた医療を安定的かつ継続的に提供しつつ、その機能の強化を図り、医療を取り巻く環境の変化に対応した安全で質の高い医療を将来にわたり提供していくことが期待されており、その実践のなかで患者や地域住民、地域医療機関から信頼される病院として全力で地域医療を支えていくとともに、教育機関と協調し医師、看護師等の医療従事者の育成に寄与していくことを強く求めるものである。

今後の法人の更なる発展を期し、ここに第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 救急医療

ヘリポートを併設する救命救急センターとして、24時間365日体制で重篤救急患者に対応し三次救急医療を提供すること。

他の病院群輪番制病院との適切な役割分担のもと二次救急医療等への後方支援の充実を図るなど、地域医療機関と連携し適切な対応を行うこと。

また、救急患者や重篤紹介患者などの受入を円滑に行えるよう消防や医師会等の関係機関との連携強化を図ること。

2 地域の中核病院として担うべき医療

(1) 小児医療・小児救急医療

急性疾患を中心に入院治療に対応した小児医療を提供すること。

また、救命救急センターにおいて、小児科専門医と救急専門医の協力体制のもと小児救急医療を提供すること。

(2) 周産期医療

安心して出産できるよう周産期医療を提供すること。

(3) 災害医療

地域災害拠点病院として、災害時には医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、千葉大学医学部附属病院のDMAT（災害派遣医療チーム）との密接な関連のもとDMATの派遣など、医療救護活動を行うこと。

災害時にその機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保、医療物資等の備蓄、災害医療訓練を行うなど、災害医療に対応可能な体制を整備すること。

また、被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、適正な運用を図ること。

(4) 感染症医療

地域の医療需要に鑑みつつ、結核及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症に関する院内体制の整備に努めること。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など住民の生命、健康の安全を脅かす健康危機事象が発生したときは、関係機関と密接に連携しながら迅速かつ適切な対応を行うこと。

(5) 急性期医療の効率化に必要な病棟運営

急性期医療の効率的な運営のための地域包括ケア病棟においては、患者やその家族が安心・納得して退院する環境を整備すること。

地域医療連携室の相談体制を強化し、地域医療機関や保健福祉機関等と密接に連携することにより、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、退院支援等の積極的な取組を行うこと。

また、介護福祉施設等との相互連携を図るなど、病院の機能に応じたネットワークの構築について検討すること。

3 高度専門医療

(1) 4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）への対応

① がん

地域におけるがん診療の拠点的機能を有する病院として、消化器がん（食道・胃・大腸・直腸・肝・胆道・膵等）に対応した専門医療を提供すること。

また、がん診療に対する医療従事者の充実や育成に努めること。

② 脳卒中

脳卒中等の脳血管疾患に対応した専門医療を24時間365日体制で提供すること。

また、地域における脳血管疾患診療を牽引し、高度で専門性の高い医療を提供すること。

③ 急性心筋梗塞

急性心筋梗塞に対応した専門医療を24時間365日体制で提供すること。

④ 糖尿病

糖尿病については、急性増悪時治療を中心に提供すること。

また、生活習慣と社会環境の変化に伴い、今後も社会の高齢化にしたがって糖尿病患者が増大するものと考えられていることから、地域医療機関との役割分担のもと専門医療を提供するとともに、予防に向けた取組を行い、地域住民の健康維持や健康寿命の延伸などに寄与すること。

(2) 高度で専門性の高い医療

① 高度な総合医療

入院や手術を中心とした急性期医療を安定的に提供するとともに、多くの診療科を有する病院として、外来については紹介や専門外来に軸足を置き、地域の中核病院として高度な総合医療を提供すること。

② チーム医療の推進

医療の高度化、複雑化に対応し病院の総合力によって患者中心で質の高い医療を提供できるように、各診療科と各職種が協働したチーム医療の推進を図ること。

③ 高度専門医療の充実

医療需要の質的、量的な変化や新たな医療課題に適切かつ柔軟に対応し、必要に応じて病院機能の見直しを行うなど高度専門医療の充実に努めること。

4 安全・安心で信頼される医療

(1) 医療安全対策の徹底

① 医療安全対策の徹底

患者、住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全対策を徹底すること。

また、ヒヤリ・ハット事例の報告及びその防止対策を医療安全管理委員会を通じて周知し、定期的に研修を行うなど、医療安全に対する意識の向上を図ること。

② 院内感染防止対策の徹底

院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し改善策を講ずるなど院内感染防止対策を徹底すること。

(2) 患者の視点に立った医療の実践

患者の視点に立った医療の実践を図り、インフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容を納得し、自分にあった治療法を選択できるよう十分な説明を受けた上で同意することをいう。）を徹底すること。

患者やその家族からの意見、要望等について最大限の配慮をもって対応するとともに、その内容の検証を行い、提供する医療サービスの向上を図ること。

(3) 医療の標準化と診療情報の分析

客観的な根拠に基づく最適な医療を選択し質の高い医療を提供するため、EBM（科学的な根拠に基づく医療）を推進し、クリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）の活用を図ること。

また、DPC（診断群分類別包括評価）の対象病院として、医療の標準化と質の向上を図るとともに、診療データの分析・活用を図ること。

(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、行動規範と倫理を確立した適正な病院運営を行うこと。

また、情報セキュリティ対策を徹底し、適切な情報管理を行うこと。

5 患者・住民サービスの向上

(1) 利用しやすい病院づくり

患者や来院者が快適に過ごせるように院内環境の整備を図るとともに、高齢者や障害者も安心して医療を受けられる体制を整備すること。

また、患者や来院者等を対象とした満足度調査を行い、その結果をもとに患者サービスの向上を図るとともに、総合受付や地域医療連携室等において相談体制の一層の充実を図ること。

(2) 患者の待ち時間への配慮

患者や来院者の外来診療、会計等の際に長時間の待ち時間が発生しないよう必要な取組を行うこと。

(3) 患者・来院者の利便性への配慮

患者や来院者の利便性に配慮した取組を行うこと。

(4) 住民への保健医療情報の提供

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用し、保健医療情報の提供を行うこと。

特に、地域住民の健康意識の醸成を図るため、公開講座の開催等を通じて、積極的に保健医療情報の発信や普及啓発を行うこと。

(5) 広報活動の充実

メディカルセンターにおける診療科の開設や病棟の開棟に伴う診療情報等を広報紙やホームページにおいてリアルタイムに情報提供を行うこと。

また、設立団体の広報等も積極的に活用すること。

(6) 職員の接遇向上

病院職員の接遇は、患者や来院者に対する印象を大きく左右するものであることから、職員及び外部委託による派遣職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、思いやりと気配りあふれる対応を心掛けること。

6 地域医療への貢献

(1) 地域医療機関等との連携推進

① 地域包括ケアシステムを構成する組織としての取組

自治体による地域包括ケアシステムの構築を視野に、急性期医療を核とした地域の中核病院としての役割を果たすため、地域医療機関や医師会、そして介護福祉施設等との相互連携を図り、地域の医療資源を有効に活用することで、患者が急性期から回復まで切れ目のない医療を受けられるよう院内体制を整備すること。

② 地域医療支援病院としての取組

地域医療支援病院として、地域医療連携室を中心に、かかりつけ医をはじめとした地域医療機関との連携強化を図り、紹介患者の受入や患者に適した医療機関への逆紹介を行い、地域完結型医療を推進すること。

高度医療機器の共同利用についても、その促進を図ること。

また、地域の医療従事者に対する研修会の充実を図るほか、在宅医療への橋渡しを行うなど、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。

③ 医療圏の中核病院としての機能の定着化

病床機能報告制度等による機能分化の進展を視野に、千葉県が策定する地域医療構想との整合を図りながら、地域医療機関との役割分担を明確化し医療圏の中核病院としての機能を定着させること。

(2) 保健福祉行政等との協力

保健福祉、救急搬送を担う自治体担当部局や医師会との協力連携を図り、地域医療機関との役割分担を明確にした上で、乳幼児健診やがん検診等に係る精密検査を実施すること。

特に、設立団体が行う保健福祉関連施策には、担当部局との連携を図りつつ積極的に協力すること。

(3) 疾病予防の取組

予防医療の一環として、インフルエンザワクチン等の予防接種を実施すること。

また、疾病予防や生活習慣病の早期発見を推進するため、保健福祉を担う自治体担当部局や医師会と連携を図り、予防医療の充実に協力すること。

7 メディカルセンターの段階的な診療科の開設と病棟の開棟

急速に進む人口減少や高齢化等により、地域の医療需要も大きく変化することが予想されることから、メディカルセンターの段階的な診療科の開設と病棟の開棟については、地域の医療需要の動向を的確に見据え、医療従事者の確保と病院経営の効率性・安定性の両面を考慮して、計画的かつ柔軟に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

医療環境の変化等に的確に対応できるように、理事長のリーダーシップのもと適切な権限配分を行い、全ての職員が目標を共有し、協力して目標を達成する仕組みを確立するとともに、効率的かつ効果的な経営が可能となる業務運営体制を整備すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を着実に達成できるよう、各部門責任者が診療データを活用して、診療や業務、収支等について、目標設定、実績把握、改善というマネジメントを実践し、進捗管理を徹底すること。

全ての職員が医療従事者としての自信と誇りを持って地域の中核病院としての役割を果たしていけるよう、職員個々が経営状況を理解し、業務運営改善に参画可能な体制を構築するなど、職員のモチベーションを高めていくための取組を行うこと。

特に、研修等を通じて職員個々に病院経営に対する意識を醸成させることに重点を置き、更なる経営改善を図ること。また、事務部門の拡充などにより、目標を着実に達成するための企画力・実行力を強化するとともに、経営効率の高い業務運営体制を構築すること。

(2) 人員配置の弾力的運用

患者動向や業務量に応じて人員配置を弾力的に行うことで、時間外勤務の削減を図るなど、人員体制及び業務の効率化を実現すること。

また、必要に応じて医療機関との人事交流を検討するなど、適正な人員配置を行うこと。

(3) 人事評価制度の導入

職員のモチベーションの向上と組織の活性化を図るため、職員の勤務実績等が適正に評価される人事評価制度の導入を図ること。

(4) 外部評価

① 病院経営等の専門家の活用

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を着実に達成できるよう、外部からの病院経営等の専門家による検証を活用し、進捗管理を徹底すること。

特に、経常収支・資金収支、医療体制、医療需要、診療報酬上の加算措置や施設基準の取得状況、及びDPC/PDPS（診断群分類別包括支払制度）における医療機関別係数等に対する技術的な支援、そして職員への個別ヒアリング等の結果を踏まえ、必要な見直しを適宜行うこと。

② 監査の活用

監査によって指摘を受けた事項については、必要な見直しを適宜行うこと。

③ 病院機能評価等の活用

病院機能評価等の評価項目による検証を行い、病院運営の改善を適宜行うこと。

④ 住民意見の活用

地域住民からの意見を病院運営に反映させるため、地域住民から意見を収集する仕組みを整備し、その活用を図ること。

2 人材の確保

(1) 千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターとの連携

千葉大学との協定によりメディカルセンター内に設置した千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、指導医による安定的な診療体制の整備を図ること。

(2) 医師の確保

優秀な医師を確保し高度急性期医療水準の維持を図るため、臨床研修指定病院として、千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、メディカルセンターが有する人材・施設設備を活かした魅力的な研修プログラムの充実を図り、臨床研修医の確保及び育成を積極的に行うこと。

(3) 看護師の確保

質の高い看護を提供するとともに、円滑な病棟の開棟を実現するため、看護師の採用活動や定着対策を強化し、看護師の確保・定着を図るとともに、看護学生の実習を積極的に受け入れ、地域における看護師の育成に寄与すること。

3 人材育成

医療に関する専門性・安全性、患者に対する接遇、業務効率性など部門、職種及び階層に応じた役割を果たせる人材を育成することが重要である。

そのためには、部門、職種及び階層に応じて専門性と医療技術の向上を図るために必要な資格の取得等を促進し、病棟や手術室等の施設設備が十分に活用できるよう必要な人材の確保及び育成をすること。

また、病院経営や医療事務等の事務に精通した職員の確保及び育成に努め、医療制度や医療環境の変化等に的確に対応できるよう体制を強化すること。

4 働きやすい職場環境の整備

職員一人ひとりが業務に精励できるように、定期的に職員を対象とした満足度調査やメンタルヘルスカケアを実施するなど、働きやすい職場環境を整備すること。

また、職員が安心して働くことができるよう勤務環境の改善に努めるなど、ワーク・ライフ・バランスをとりやすい多様な勤務形態を整備すること。

5 職員給与の原則

職員の給与は、当該職員の勤務成績と法人の業務実績を反映させたものとするとともに、社会一般の情勢に適合したものとする。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 健全な経営基盤の確立

(1) 健全な経営基盤の確立

権限と責任を明確化した組織運営と組織全体がコスト意識を持った経営を行うとともに、メディカルセンターが有する人材・施設設備を最大限に活用し、経常収支・資金収支の改善を図り経営を安定させるためのあらゆる方策を講じることにより、将来にわたって公的な役割を果たすことができる安定的な経営基盤の確立を図ること。特に、「公立病院改革の推進について（平成27年3月31日総財準第59号総務省自治財政局長通知）」に規定する「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、平成32年度までに経常収支比率100%以上が達成できるよう、経営の健全化に向けた具体的な方策の策定や経営指標に関する数値目標の設定など必要な措置を講じること。

また、全ての職員が中長期的な経営の方向性を共有しながら、経営参画意識の向上を図り、収益の確保と費用の合理化に向けた取組を行い、経営改善を図ること。

なお、医療制度や医療環境の変化等に際しては、その内容を十分に考慮した上での的確に対応すること。

(2) 経営情報システムの活用

健全で効率的な経営を確立するために、経営判断や意思決定に資する有効な経営情報システムを活用し、メディカルセンターの業務全般について最適化を図ること。

2 収益の確保と費用の合理化

(1) 収益の確保

① 入院収益・外来収益の確保

医療環境の変化等に的確に対応するとともに、適正な病床管理による病床稼働率の向上及び高度医療機器の利用の向上による収益の確保を図ること。特に、地域医療機関との連携を重視することにより、入院患者及び外来患者を適正に確保するとともに、それに伴う手術患者の確保を図ること。

また、診療報酬について適切に算定する仕組みを構築すること。

DPC/PDPS（診断群分類別包括支払制度）における医療機関別係数の検証に基づき、効率的な医療の提供を通じて収益の確保を図ること。

② 診療報酬改定への対応

診療報酬や医療制度の改定に基づいた医療提供体制の整備を迅速かつ適切に行い、収益の確保を図ること。

また、診療報酬上の加算措置や施設基準の取得について検討するとともに、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の発生防止と早期回収を図ること。

③ 保険外診療収益の確保

疾病予防や生活習慣病の早期発見を推進するため、保健福祉を担う自治体担当部局や医師会と連携を図り、保険外診療収益の確保を図ること。

(2) 費用の合理化

予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行により徹底したコスト管理と原価計算を行うとともに、職員のコスト意識の向上を図ること。

透明性、公平性の確保に十分留意した上での複数年契約、複合契約等多様な契約手法の導入、効果的な人員配置、外部委託の活用により費用の合理化を図ること。

また、薬品、診療材料の調達コストの見直しや在庫管理を適正に行うとともに、ジェネリック医薬品を積極的に採用し、費用の削減を図ること。

(3) 経常収支・資金収支の進捗管理

経常収支・資金収支については、月単位で詳細な財務分析を行い、進捗管理を徹底すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 財政負担の原則

法人運営は独立採算が原則であるが、設立団体が負担する政策医療の分野等に係る運営費負担金については旧組合立国保成東病院運営費負担金の額を基準とするので、設立団体の住民の負担により支出されていることを十分に認識した上で、中期計画に適切に計上するとともにその内訳を明らかにすること。

なお、その他業務の財源に充てるために必要な運営費交付金の計上に当たっては、あらかじめ協議すること。

また、設立団体からの長期借入金を財源とした医療機器の整備については、設立団体の財政負担を伴うことを十分に考慮した上で、投資効果、地域の医療需要、医療技術の進展等を総合的に勘案し、中長期的な投資計画を策定の上、計画的な整備、更新を行うとともに、その効果的な活用を図ること。

2 地域に対する広報

メディカルセンターの理念や役割を広報し、地域住民の理解を深めること。

また、地域医療連携室の取組を強化し、公開講座の開催や広報紙、ホームページ、また公共施設や商業施設等を通じて、積極的に保健医療情報の発信や普及啓発を行うこと。

特に、地域の医療提供体制や医療機関の適正な利用等についてわかりやすい普及啓発を行うこと。

3 ボランティアとの協働

ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による多様なサービスの向上に努めること。

また、地域からのボランティアを積極的に受け入れ、地域との交流を深めること。